【１４】

札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター　宛

**専門家派遣申込書（求人情報発信補助金）**

当社は、下記「個人情報の取扱いについて」「確認事項」に同意し、令和7年度札幌市求人情報発信補助金における専門家派遣（求人掲載前）に申し込みます。

※求人情報発信補助金の補助対象者には要件がございます。下記の要件をよくご確認のうえ、お申込みください。

また、求人情報発信補助金の交付申請には、別途「交付申請書」の提出が必要です。

**＜個人情報の取扱いについて＞**

札幌市では、令和7年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務（以下、本業務といいます　※受託者：株式会社パソナ）において、ご提供いただく個人情報を以下のように取り扱います。

①利用目的について

ご提供いただいた個人情報は、本業務の受付のために利用します。また本業務に関わるサービスや催し物のご案内など有用な情報をお届けするため、並びに本業務の管理、統計データ、資料の作成、アンケート調査、その他これらに関連するサービスのために利用します。

②利用範囲について

ご提供いただいた個人情報は、本業務及び札幌市が実施する関連事業の範囲内において利用します。

**<確認事項>**

①本申込書の記載内容・補助金の申請内容について、支援を実施する専門家が利用すること。

②個別支援の実施に必要な求人に関する情報（募集する求人内容、利用中の求人媒体、過去の求人広告、採用状況、企業情報など含む）について、専門家の要請に応じ情報提供に協力すること。

③求人掲載前及び求人掲載後の専門家派遣（２回）が実施されない場合、補助金の交付対象にならないこと。

④支援中及び支援後に、本業務の支援事例として公開することを目的に実施するアンケート調査や取材等へ協力すること。

**<申込企業情報>**　申込日　　　　　年　　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 代表者役職 |  | 代表者氏名 |  |
| 市内事業所住所 | 〒札幌市※対面支援を希望する場合、こちらへ専門家が訪問します |
| 業種 |  | 資本金 | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 従業員数 | 名　※申込日時点 |
| ホームページURL |  |
| 担当者役職 |  | 担当者氏名 |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| 連絡先E-mail |  |

1. 募集する求人の職種を選択し、（　）に○を記入してください。

※複数の職種を募集の場合は、全て選択してください。

|  |
| --- |
| （　　）　① [008　建築・土木・測量技術者](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/008.pdf)（　　）　② [029　保育士、幼稚園教員](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/029.pdf)（　　）　③ [030　学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/030.pdf)（　　）　④ [049　福祉・介護の専門的職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/049.pdf)（　　）　⑤ [050　施設介護の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/050.pdf)（　　）　⑥ [051　訪問介護の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/051.pdf)（　　）　⑦ [055　飲食物調理の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/055.pdf)（　　）　⑧ [059　警備員](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/059.pdf)（　　）　⑨ [062　看守・消防員](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/062.pdf)（　　）　⑩ [063　その他の保安の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/063.pdf)（　　）　⑪ [075　機械整備・修理工](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/075.pdf)（　　）　⑫ [083　貨物自動車運転の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/083.pdf)（　　）　⑬ [084　バス運転の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/084.pdf)（　　）　⑭ [085　乗用車運転の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/085.pdf)（　　）　⑮ [086　その他の自動車運転の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/086.pdf)（　　）　⑯ [092　土木の職業](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/092.pdf)（　　）　⑰ [096　清掃・洗浄作業員](https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/documents/096.pdf) |

2. 募集する求人の職名（求人広告のタイトル）を記入してください。

※複数職種を募集の場合は、全て記入してください。

|  |
| --- |
|  |

3. 募集する求人の業務内容を具体的に記入してください。

※複数職種を募集の場合は、全て記入してください。

|  |
| --- |
|  |

4. 募集する求人の雇用形態を選択し、（　）に○を記入してください。

※複数の雇用形態にて募集の場合は、全て記入してください。

|  |
| --- |
| （　　）　① 正社員（　　）　② 契約社員（嘱託社員）（　　）　③ アルバイト・パート |

5. 募集する求人の採用条件を選択し、（　）に○を記入してください。

※複数の採用条件にて募集の場合は、全て記入してください。

|  |
| --- |
| （　　）　① 経験者のみ（　　）　② 未経験者可 |

6. 募集する求人の就業場所（勤務地）を記入してください。（営業所名、施設名、住所等）

※複数の就業場所（勤務地）にて募集の場合は、全て記入してください

|  |
| --- |
|  |

7. 専門家に相談したい課題・問題がありましたら、具体的に記入してください。

|  |
| --- |
|  |

8.　ご希望の支援形式と、支援希望日時(1回あたり1時間程度まで)を第3希望まで記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 支援形式 | □オンライン　　　　　□対面 (※駐車場: あり / なし )　　  |
| 支援希望日時※できるだけ幅を持たせていただけますと幸いです | 第1希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時第2希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時第3希望：　　　　月　　　日　　　時～　　　　時 |

※専門家との日程調整のため、5営業日以降でご指定ください

※対面の場合、担当専門家が車で訪問する場合があります。その際、お借りできる駐車場の有無をお聞かせください。「あり/なし」で該当しない方を削除してください。

9.　今回募集する求人職種について、過去に掲載した（もしくは掲載中）求人広告データを、PDFファイルにて下記までお送りください。（※求人広告原稿データでも可能です。）

【送付先】札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター

　【メールアドレス】sapporo.tw@pasona.co.jp

以上

◆令和７年度札幌市求人情報発信補助金　補助対象者について（交付要綱より）

第３条　この要綱により補助を受けることのできる者は、別表１に掲げる中小企業等であって、かつ次の各号を全て満たしている者とする。

⑴　過去に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。

⑵　令和７年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。

⑶　市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。

⑷　令和７年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと

(代表者が同一の場合、いずれか１社のみ申請可)。

⑸　国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの４分の１以上の出資を受けている者でな

いこと。

⑹　市税を滞納している者でないこと。

⑺　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。

⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。

⑼　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者でないこと

⑽　補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。

⑾　重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

別表１（補助対象者）



（※）発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以

外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の３分の２

以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者

が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者を除く。なお、中小企業者とは

中小企業基本法（昭和 38年法律第 154号）第２条第１項に規定するものをいう。

■弊社使用欄

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| CD |  | 受付日 |  | 担当 |  |